

令和5年5月11日
危機管理部

水防又は応急措置の業務に従事した者の同性パートナーに係る
死亡補償一時金支給制度の新設について

(付議の要旨)

「多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の理念に基づき、水防業務等に従事した者が死亡した場合の従事者の同性パートナーに係る死亡補償一時金支給制度を新設する。

1 主旨

区はこれまで全国に先駆けてパートナーシップ宣言の取組みをスタートさせるとともに、「性的マイノリティ」も差別しない「多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例」を制定するなど、区の内外に向け、性的マイノリティの理解促進に取り組んできた。昨年10月には新たに、ファミリーシップ宣誓制度を導入し、要綱の改正も行っている。こうした理念に基づき、現行法による水防又は応急措置の業務に従事した者が死亡した場合の遺族補償制度では対象とならない同性パートナーへの区独自の死亡補償一時金支給制度を新設する。

2 制度の概要

(1) 制度体系

「多様性を認めあい男女共同参画と多文化共生を推進する条例」の理念に基づき、死亡補償一時金の支給制度に関して必要な事項を定めた要綱による制度とする。

※ 詳細は、別紙「世田谷区水防又は応急措置の業務に従事した者の同性パートナーに係る死亡補償一時金の支給に関する要綱」のとおり。

(2) 現行制度との比較

	現行の遺族補償制度	新設制度
国根拠	水防法、災害対策基本法	なし
区根拠	水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例	世田谷区水防又は応急措置の業務に従事した者の同性パートナーに係る死亡補償一時金の支給に関する要綱
支給対象者	死亡した水防又は応急措置業務従事者との関係が以下のもの	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 配偶者 ・ 子（養子を含む） ・ 父母（養父母も含む） ・ 孫（養子の子も含む） ・ 祖父母（養祖父母も含む） ・ 兄弟姉妹 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 同一生計にある同性パートナー
支給方法	年金または一時金	一時金
支給額	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準	非常勤消防団員等に係る損害補償の基準

	を定める政令による	を定める政令に準じた支給額 (8,900,000円 ～ 14,200,000円)
損害の認定	消防団員等公務災害補償等共済基金による審査結果をもとに区が認定	公務災害補償の専門知識を有する者から意見を聞き区が認定
財源	消防団員等公務災害補償等共済基金による(保険料:令和4年度 1,698,595円)	区単費

3 所要経費

事象が発生した場合に補正予算等に対応する。

4 今後のスケジュール(予定)

令和5年5月	地域行政・災害・防犯・オウム問題対策等特別委員会 報告
令和5年7月以降	要綱施行

○世田谷区水防又は応急措置の業務に従事した者の同性パートナーに係る死亡補償一時金の支給に関する要綱（骨子案）

令和 年 月 日号

（目的）

第1条 この要綱は、世田谷区多様性を認め合い男女共同参画と多文化共生を推進する条例（平成30年3月世田谷区条例第15号）の趣旨に基づき、水防法（昭和24年法律第193号）第45条及び災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項（原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第28条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定に基づき、水防法第24条の規定により水防に従事した者及び災害対策基本法第65条第1項（同条第3項（原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）において準用する場合及び原子力災害対策特別措置法第28条第2項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定又は災害対策基本法第65条第2項において準用する同法第63条第2項の規定により応急措置の業務に従事した者（以下「従事者」という。）のうち各業務に従事したことにより死亡した者の同性パートナーについて、当該従事者の収入によって生計を維持していた同性パートナーへの補償（以下「同性パートナー補償」という。）の支給に関して必要な事項を定めることを目的とする。

（用語の意義）

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（1）同性パートナー その従事者と戸籍上性別が同一である者であつて、当該従事者との関係が婚姻関係と同様の事情にあると認めるものをいう。

（2）公正証書 任意後見契約（任意後見契約に関する法律（平成11年法律第150号）第2条第1号に規定する任意後見契約をいう。）に係る公正証書並びに合意契約（従事者及びその同性パートナーが愛情及び信頼に基づく真摯な関係であること並びに従事者及びその同性パートナーが同居し、その生活に必要な費用を分担する義務をそれぞれ負うことを明記した合意契約に限る。）に係る公正証書をいう。

2 前項各号に定めるもののほか、この要綱において使用する用語の意義は、水防又は応急措置の業務に従事した者の損害補償に関する条例（昭和41年7月条例第24号。以下「区条例」という。）で使用する用語の例による。

（支給対象者）

第3条 同性パートナー補償の支給を受けることができる者（以下「支給対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす者とする。

（1）従事者の死亡時、当該従事者と同居しており、当該従事者の収入によって生計を維持していた同性パートナーであること。

（2）従事者の死亡年月日時点で成年に達していること。

（3）従事者の直系血族又は三親等内の傍系血族でないこと。

（4）次のアからウまでに掲げるいずれかの要件を満たしていること。

ア 従事者の死亡時において、当該従事者及びその同性パートナーに係る公正証書が作成されていること

イ 従事者の死亡時において、当該従事者及びその同性パートナーについて世田谷区パートナーシップ・ファミリーシップの宣誓の取扱いに関する要綱（令和4年10月4世人男女第153号。以下「パートナーシップ要綱」という。）の規定に基づくパートナーシップの宣誓（以下「パートナーシップの宣誓」という。）を行っていること。

ウ 従事者の死亡時において、当該従事者及びその同性パートナーについて世田谷区以外の自

治体においてパートナーシップの宣誓と同趣旨の宣言等を行っていること。

- (5) 支給対象者が、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令（昭和31年政令第335号。以下「政令」という。）第8条若しくは第9条に規定する遺族に該当しないこと。

（支給の制限）

第4条 同性パートナー補償は、次の各号のいずれかに該当する場合には、支給しない。

- (1) その従事者の死亡が、当該従事者及び同性パートナーの故意又は重大な過失により生じたものである場合
- (2) 従事者の死亡年月日において、当該従事者又はその同性パートナーが他の者と法律上の婚姻関係にある場合
- (3) 前各号に掲げるもののほか、区長が同性パートナー補償の支給を不相当と認めた場合（補償の範囲、金額、支給方法等）

第5条 同性パートナー補償の補償内容及び支給方法は、死亡補償一時金を支給して行うものとする。

2 同一生計内の者に区条例第5条に基づく遺族補償一時金が支給されている場合にあっては、前項の死亡補償一時金の額は、支給された遺族補償一時金を控除した額とする。

3 死亡補償一時金の支給に係る補償の範囲、金額に関して必要な事項については、この要綱に定めるもののほか、政令の遺族補償一時金の規定の例による。

（損害の報告）

第6条 死亡補償一時金の支給を行うべき損害が発生した場合は、区長が定める指揮者は、損害発生報告書（第1号様式）に次の各号に掲げる書類を添えて、速やかに区長に報告しなければならない。

- (1) 現認書又は事実証明書
- (2) 医師の診断書
- (3) 現場見取図
- (4) 前3号のほか、損害の発生を認定するために必要な資料

（損害の認定及び通知）

第7条 区長は、前条の規定による報告を受けたときは、その損害が要綱第1条に規定する防災業務に従事したことによるものであるかどうかの認定を行い、その結果を損害認定通知書（第2号様式）により、速やかに支給対象者に通知しなければならない。

（同性パートナー補償の支給申請）

第8条 区長は、同性パートナー補償の支給を受けようとする支給対象者に、世田谷区水防従事者等同性パートナー補償支給申請書（第3号様式）の提出をさせるものとする。

2 前項の申請書には、従事者が従事したことによる死亡日又は診断によって死亡の原因である病気の発生が確定した日前1年間におけるその者が得た収入額を証明する書類のほか、次の各号に掲げる区分による書類を添付しなければならない。ただし、第3号及び第4号に掲げる書類について取得するのが困難であると区長が認めるときは、これらの書類の添付を求めないものとする。

- (1) 公正証書の写し、パートナーシップ要綱に基づく世田谷区パートナーシップ宣誓書の写し又は他自治体におけるパートナーシップの宣誓と同趣旨の宣誓等を行ったことがわかるもの
- (2) 支給対象者に係る戸籍全部事項証明書（日本国籍を有しない者にあっては、婚姻要件具備証明書又は独身証明書及びこれらの証明書を日本語に翻訳した書類）
- (3) その従事者の死亡に係る戸籍全部事項証明書又は除籍全部事項証明書（日本国籍を有しない者にあっては、婚姻要件具備証明書又は独身証明書及びこれらの証明書を日本語に翻訳した書類）
- (4) その従事者の死亡に係る死亡診断書等の写し

- (5) 支給対象者の本人確認書類
- (6) その従事者と同性パートナーが生計を同一にしていたことの実事関係を証する書類
- (7) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める書類

(支給の決定及び通知)

第9条 区長は、前条の規定による審査の結果に基づき、同性パートナー補償の支給を決定したときは世田谷区水防従事者等同性パートナー補償支給決定通知書（第4号様式）により、同性パートナー補償を支給しないことに決定したときは世田谷区水防従事者等同性パートナー補償不支給決定通知書（第5号様式）により、速やかにその申請をした者に通知する。

(同性パートナー補償の支給請求)

第10条 区長は、前条の規定により同性パートナー補償の支給を決定したときは、支給対象者に、世田谷区水防従事者等同性パートナー補償支給請求書（第6号様式）により同性パートナー補償の支給を請求させるものとする。

2 区長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに当該請求に係る同性パートナー補償を支給するものとする。

(支給決定の取消し)

第11条 区長は、同性パートナー補償の支給の決定を受けた者が次の各号のいずれかに該当した場合は、同性パートナー補償の支給の決定の一部又は全部を取り消すものとする。

- (1) 偽りその他不正の手段により同性パートナー補償の支給を受けたとき。
- (2) 同性パートナー補償の支給の決定の内容若しくはこれに付けた条件又は法令に違反したとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、区長が同性パートナー補償の支給を取り消すことが適当と認めたとき。

2 区長は、前項の規定による取消しをしたときは、速やかにその内容を、当該取消しの決定を受けた者に世田谷区水防従事者等同性パートナー補償支給決定取消通知書（第7号様式。以下「取消通知書」という。）により通知しなければならない。

(同性パートナー補償の返還)

第12条 区長は、前条の規定により同性パートナー補償の支給の決定の取消しをした場合において、当該取消しに係る部分について、既に同性パートナー補償が支給されているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を取消しの決定を受けた者に命じなければならない。

(委任)

第13条 この要綱の施行について必要な事項は、危機管理部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年〇月〇日から施行する。